

## 第26回世田谷区農業委員会総会

日：令和元年9月30日（月）

場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

## 第26回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和元年9月30日（月）午後4時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 宍戸幸男、高橋敏昭、上野博、永井潔、  
田中光男、佐藤治雄、渡邊武彦、三田浩司、池亀宏、橋本隆男、高橋良治、  
田中宏和、森安一、山崎節彌、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：苅部嘉也、山崎義清、佐藤満秀

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、主  
事 関智秋

午後 4 時00分開会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第26回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

議事に入ります前に、本日は荻部嘉也委員、山崎義清委員、佐藤満秀委員の3名が欠席でございますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

本日の署名委員ですが、永井潔委員と田中光男委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(1)の第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についてを1件上程いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。農地法第3条に基づく許可申請につきましては、農地を農地として所有権等の移転を行うという部分が挙げられます。まずは簡単に根拠法令からご説明させていただきます。本日の審議に入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、資料No.1の13ページをご覧くださいと思います。一番上の下線部の条文を読ませていただきます。第3条、農地または採草放牧地について所有権を移転し、または地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとあります。つまり、農業委員の皆様にご審議いただき許可を得る必要があるということが第3条第1項の条文に定められてございます。

続きまして、14ページをご覧くださいと思います。真ん中の下線部、第2項。前項というのは先程申し上げた第1項のことです。前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる場合において政令——これは農地法施行令のことです——で定める相当の事由があるときは、この限りでないとあります。ここで言う次の各号というのは、その下の第1号から第5号及び15ページの第6号、第7号のことを示しています。つまり、これら第1号から第7号までの要件に該当する場合は許可することができませんが、ただし書きにありますとおり、第1号、第2号、第4号、第5号については該当していたとしても、相

当の事由があれば許可することができるということになります。

続きまして、16ページをご覧ください。農地法施行令の抜粋でございます。一番上の下線部、農地または採草放牧地の権利移動の不許可の例外、第2条、法第3条第2項第1号に掲げる場合の同項ただし書きの政令で定める相当の事由は次のとおりとするとあります。つまり、これは農地の権利移動について許可できない項目に該当しているが、例外として許可することができる事由を定めた条文になります。今回の案件で該当するところが17ページにありますので、ご覧ください。

17ページの下線が引かれている部分、法第3条第2項第5号に掲げる場合の同項ただし書きの政令で定める相当の事由は次のとおりとするという記載から下がって、第3号、その位置、面積、形状等から見て、これに隣接する農地または採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地または採草放牧地につき、当該隣接する農地または採草放牧地を現に耕作または養畜の事業に供している者が権利を取得することとあります。簡単にご説明しますと、農地法第3条第2項第5号において、権利取得後の譲受人の農地面積が世田谷区においては30aに達していなければ権利移動を許可することができないと定められておりますが、ただし、農地法施行令第2条第3項第3号に記載のとおり、権利移動する農地の位置、面積、形状等から、その譲受人が権利を有する農地と一体でないと引き続き耕作できない農地の権利移動であれば例外として認められるというケースに該当するとご理解いただければと思います。

そして、今ご説明させていただきました内容を表にしたものが、12ページの農地法第3条の規定による許可申請の調査書になりますので、ご覧ください。こちらの表につきましては、調査をしていただきました池亀委員からのご報告の際にもご覧いただければと思いますが、この調査書の見方について簡単にご説明させていただきます。まず、表の一番左の縦書きに農地法第3条第2項とあります。表の一番上の行の右側に号というところで、上から第1号、第2号と続いて、第7号までございます。こちらとその右隣の要件、内容という欄につきましては、先程触れました14、15ページにある農地法第3条第2項の第1号から第5号の条文をまとめたものというふうにご理解いただければと思います。次に、表の右から2番目の列の一番上に、該当の有無という欄がございます。その上の矢印が出ている四角い枠をご覧くださいと、「※以下の各号に該当する場合」、つまり、有に丸がしてある場合については不許可相当と書いてあります。要はここが有である項目があったとした場合、許可してはならないということになります。ただし、表の

一番右側の欄、「該当有の場合の但書」の部分の「※いずれかに該当すれば許可相当」と書いてありますけれども、該当有無の部分で該当有となって、不許可相当であったとしても、第1号、第2号、第4号、第5号については、この項目の内1つでも該当していれば例外として許可相当となる、つまり、認められるということでございます。

それでは、本題に入らせていただきます。

1枚目の資料No.1にお戻りいただければと思います。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についてでございます。

受付番号31-3-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からの説明は以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました池亀宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池亀委員 9月19日に事務局2名と一緒に現地へ参りました。

本件は、〇〇から〇〇さんへ農地の所有権を移すための申請があったものでございます。対象農地では、11ページの公図を見ていただくと、農地に竹が植わってしまっていて、当該の場所はタケノコが続いております。農地法第3条の規定による許可申請の調査書ですが、事務局からご説明があったとおりに、第1号、第2号、第3号、第4号は無で、第5号の下限面積につきましては、30aには達しておりませんが、〇〇さんが取得しているのは〇〇aということで、第5号要件の右側の農地法施行令第2条第3項第3号の条文にのっとりまして、例外的に許可相当ということになります。

対象となる農地は、現に〇〇さんが所有する農地と隣接しておりまして、一体として利用することが必要なため、この例外に該当すると判断いたしまして、許可をする形になります。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○高橋(良)委員 この部分の土地は、畦畔か何かがあって、その買い取りをまだされていなくて、その分を買い取ったというような形なんですか。

○池亀委員 〇〇さんにお聞きしたところ、畦畔の取得です。

○高橋(良)委員 では前はやっていなかったということですね。

○池亀委員 はい。

○真鍋委員 畦畔の取得というのは、小泉内閣のときに規制緩和で区市町村が手を挙げたら国がただでくれるよということで、そのときに区が譲り受けた畦畔という解釈でいいんですか。

○事務局 そうです。一括移譲の譲与の扱いです。

○真鍋委員 これは賛成の立場での質問ですけれども、国から区が無償で譲り受け、これは有償で譲るんですか。

○事務局 有償です。

○真鍋委員 以上です。

○高橋会長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、許可することにいたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

次に、(2)の第2号議案ですが、今回はございません。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願については2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが7件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。2件ございますので、順に審議いたします。

1件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 この件について調査されました高橋良治委員、結果の報告をお願いいたします。

○高橋（良）委員 9月19日、事務局2名とともに行ってきました。

立会人としては〇〇さんです。調査内容として、被相続人が死亡する日まで農業を営んでいた状況であるかということについては、亡くなった方が、ご親族のところに行っていたということで、たまに来て指示をしてやっていたというような状況です。

農業相続人及び同居の世帯人が農業経営を行っている状況であるかということについては、申請者本人と〇〇さん、それから〇〇さんの3人でこの畑を営農しているということです。

どのような作物を生産、販売している状況であるかということについては、サトイモ、ナス、ピーマン、カリフラワー、ブロッコリー、ブルーベリー、ミカン、キャベツ、それから一部が竹林になっていまして、タケノコも出しているということです。主に販売先については、JAのファーマーズマーケットにほとんど全部出しているということです。

それから、農地を適切に肥培管理している状況であるかということについては、きれいに耕されていて、草もほとんどないような状況で、適切に管理されているというような状況でした。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

この件につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○高橋会長 ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

○高橋会長 この件について調査されました池亀委員、結果の報告をお願いいたします。

○池亀委員 9月19日に〇〇さん立ち会いのもとに事務局2名と現地へ行ってまいりました。

被相続人の〇〇さんは、今年の1月ぐらいにお話を聞きましたらば、骨折をなされて、それからちょっと動けないような形になって病気を発症して、亡くなったというようなお話でございました。それまでは元気に農業をおやりになっていたということです。

現在、相続人の〇〇さんと、〇〇さんのお子さんお2人でこちらの農地を耕作しておりまして、〇〇の〇〇㎡というのが私どもの該当する農地なんですけれども、このほかに道を一本隔てた反対側、そちらは住所が〇〇になりますけれども、そちらにも同じぐらいの農地がございます。かなり一生懸命やられている方で、作物はもう夏のはネギとピーマンぐらいしか残ってなくて、これから秋に向けましてブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、それと畑の奥の方に柑橘類、レモンだとかを新しく植えたそうです。

販売方法は、自宅の庭先と、この方はレストランと提携していまして、そのレストランに卸しているのがかなり量的には多いということをお聞きしています。

肥培管理、草等は、この時期ですので、むしってもすぐ伸びるような状態で、多少はありましたけれども、まあまあ良好かなということでありました。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見等ありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

7件ございますので、順に審議いたします。

なお、今回は1件目と2件目の被相続人が同一で、相続人が親族でもあるという関連性があるため、事務局からの説明、調査の報告は2件続けて行ってまいります。

では、事務局、よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、まず資料No. 3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

続きまして、資料No. 3-2に移らせていただきます。



(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました田中光男委員、結果の報告をお願いいたします。

○田中(光)委員 9月19日、事務局2名と〇〇さん立ち会いのもと、行ってきました。

資料No.3-1は、ミカン、ブルーベリー、プルーン、主に果樹が植わっていました。販売はファーマーズマーケットがほとんどです。

次の資料No.3-2、これも地続きになっていて、別に仕切りとか何にもなっていないんですけども、ここもミカンが植わってしまっていて、肥培管理の方は除草シートが敷いてあって、非常に管理されていました。資料No.3-2の方も果樹はファーマーズマーケットで販売、肥培管理も良好でした。〇〇さんは、ここは体験農園ではないんですけども、体験農園をされていたり、非常に肥培管理は良好でした。

○高橋会長 ありがとうございます。

この2件についてご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。ないようですので採決させていただきます。

まず1件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。

次に、2件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。1件目、2件目とも証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

○佐藤(治)委員 9月19日に事務局2名と現地を調査してまいりました。〇〇さん立ち会いのもとにいろいろ聞きましたけれども、ここは、〇筆が全部一団になっておりまして、

現在、区画整理が進行中でございます。今日も来るときに通ってまいりましたけれども、6メートルぐらいの道路がかなりでき上がっております。

農地で作っておりますものは、植木がかなりありまして、あとサトイモ、落花生等がありました。区画整理もかなり進んでおりますけれども、終わったらまたきれいに農地が戻るというふうに思います。

売る場所は、畑の隅に直売所がありまして、そこで全部売るということでございます。以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、この件について調査されました田中宏和委員、結果の報告をお願いいたします。

○田中(宏)委員 9月20日に事務局2名と現地に調査へ行ってきました。

相続人の〇〇さん立ち会いのもと、お話を伺ってきました。基本的に〇〇さんがメインで畑の仕事はなさっています。半分ぐらい〇〇さんが手伝ってくれているとのことです。

こちらの畑は、メインがブドウ畑で、基本的には8月にもぎ取りをして終了ということになります。その〇分の〇ぐらいが露地野菜を作っておりまして、今現在、冬野菜も準備中とのことでした。

肥培管理に関しては、とてもきれいになっていました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 3-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、この件について調査されました永井潔委員、結果の報告をお願いいたします。

○永井委員 9月24日、事務局2名と現地調査をやってまいりました。

立ち会っていただきました〇〇さん、現在〇〇歳という高齢でございます。ですが、誰が見ても〇〇歳には見えません。下手すれば私より元気かなと。この〇〇㎡以上ある畑を自分一人で管理しています。ただ、耕うんするにはちょっと自分の体力がないので、そのときだけ手伝いに来ていただくということです。

そして、作っている作物ですが、今、キャベツ、ブロッコリー、ナス、サトイモ、コマツナ、そのほかもろもろございまして、約〇〇品目。毎朝6時ごろに畑に収穫に行きます。そして、7時ちょっと前に、家の前を通るからすぐ分かるんですよ。いつも7時ちょっと前に自宅に帰って、そして販売先は全部自宅の無人販売機で販売しているということでございます。一人でやっている割には畑が非常によく管理されておまして、少し小さい草もありましたけれども、それはある程度やむを得ないと。本当によく、一生懸命やっておられるなということで、いつも頭が下がる思いで調査をさせていただきました。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、6件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました渡邊武彦委員、結果の報告をお願いいたします。

○渡邊委員 9月20日に事務局2名と調査を行いまして、相続人の〇〇さんにお会いしてお話等をお聞きしました。農業経営につきましては、〇〇さんと〇〇さん2名で行っているとのことでした。ただ、繁忙期につきましては、数名のアルバイトの手伝いをお願いしているとのことでした。こちらの農地は全て花の栽培ということなんですけれども、伺ったときにはコスモス、パンジー、ビオラが出荷待ちということできれいに並んでおりました。あと、地植えで冬用のハボタンが苗としてかなり植わっております。今の時期でも水やりだけで2時間程かかるので、作業が大変とのことでした。

年間を通しての花の栽培ということで、年間〇万ポットを出荷されているということで、閑散期が冬場の数カ月程だということで、一年中大変だとおっしゃっておられました。出荷につきましては、世田谷の花弁市場へ全量出荷とのことでした。

肥培管理ですけれども、バス通り沿いなものですから、一年中前を通るんですけれども、当日を含め、常に年間きれいにされて、全く問題のないところです。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。それでは、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

最後に、7件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、この件について調査されました高橋良治委員、結果の報告をお願いいたします。

○高橋(良)委員 9月19日木曜日に事務局2名とともに、調査してまいりました。

当日来ていただいたのが本人と〇〇さんでした。〇〇さんは確か、まだ会社をやっているということで、土曜、日曜に重点的に畑を耕しているということです。それらは大体自宅で直売という形で売っているということです。農地に対しては、今、ヤツガシラ、サトイモ、サツマイモ、ナガネギ、キャベツ、ブロッコリー、ダイコン等をやっておりました。

以前は、周りに木があつたりして荒れていたんですけども、大分木も伐採したり、剪定したりして、大分きれいになっておりました。一時、工事現場の資材を置かれてしまったようなところもあって、本人には片付けるよう話しましたので、前よりは比較的よくなっていると思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

1件でございます。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の

主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました田中宏和委員、結果の報告をお願いいたします。

○田中(宏)委員 9月11日に申請者の〇〇さんにお話を伺いました。〇〇さんが亡くなられるまで、畑の方は一応やられていたということなんですけれども、やはりご病気でなかなかできなかったことは話していました。〇〇さんがほぼ、それまではお手伝いしていたとのことです。

小作関係、申請地に係る紛争はありませんでした。

以上になります。

○高橋会長 ご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)令和元年11月の総会日程(案)について協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5、令和元年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、10月31日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

11月の開催日時につきましては、11月22日金曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室の予定となっております。

以上でございます。

○高橋会長 11月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、原案のとおりに決定いたします。

協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)について、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6をご覧ください。報告事項の1つ目は、2種類のふれあい農園の開催案内でございます。

まず1種類目、「いも掘り」の開催についてでございます。今年度は、岡本にあります榎本農園ほか4園にて開催予定でございます。開園日時、品目、申込方法、問い合わせ先等につきましては、資料のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、10月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内させていただきます。

続きまして、2種類目、「親子で秋野菜の収穫」の開催案内でございます。今回につきましては、千歳台にあります内海果樹園にて開催されます。開園日時、募集組数、品目、料金、申込方法、問い合わせ先につきましては記載のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、10月15日発行の「区のおしらせ」及びホームページにてご案内させていただきます。

続きまして、資料No.7に移らせていただきます。報告事項の2つ目は、第105回及び第106回せたがや園芸市の開催案内でございます。

園芸市は、緑化に対する区民の関心を高めるとともに、区民園芸の育成、振興を図り、区民相互のふれあいの場とすることを目的とし、区と世田谷園芸商組合が主催している事業でございます。

まず、第105回の開催案内でございます。開催日時は10月18日から20日まで、会場は世田谷公園でございます。周知方法につきましては、10月1日発行の区のおしらせ「せたがや」及び区のホームページに掲載するほか、区内の出張所や図書館等にポスターを掲示いたします。

次に、第106回の開催案内でございますが、こちらは10月25日から27日まで、会場は羽根木公園でございます。周知方法につきましては、10月15日発行の区のおしらせ「せたがや」及び区のホームページに掲載するほか、区内の出張所や図書館等にポスターを掲示いたします。

両者とも問い合わせ先はせたがやコール、主な催しは資料のとおりでございます。

続きまして、資料No. 8に移らせていただきます。報告事項の最後は、「令和元年度 J A 東京中央・杉並区・世田谷区による農地保全協働事業 未来へつなごう都市農業 アグリフェスタ2019」のご案内でございます。

事業の目的にもありますとおり、世田谷区と杉並区及び両区を地区とする J A 東京中央の3者は、都市農業の振興及び農地保全に対する両区民の理解を深めることを目的として、平成24年度より協働事業を実施しております。今年度も、前年度に引き続き、両区民に対し都市農地の多面的機能について理解を深めることを目的とし、都市農業の P R イベントを実施いたします。日時は10月27日日曜日、午前10時から午後3時まで、会場は烏山区民センター前広場でございます。主な内容としましては、J A 東京中央、世田谷区、杉並区の代表者による都市農地保全に関するトークセッション、世田谷及び杉並産農産物の即売市や、各イベントブースにおける体験及び展示コーナーでございます。詳しくは、添付のチラシをご覧ください。周知方法につきましては、区の広報紙やホームページに掲載するほか、区立施設へのチラシの配布、ポスター掲示をさせていただきます。

なお、5の後援に記載がありますとおり、世田谷区農業委員会も後援している事業でございます。

報告事項につきましては以上でございます。

○高橋会長 質問等ありましたらお願いいたします。

○真鍋委員 10月27日は烏山総合支所管内の最大のイベントの芦花まつりの日ですね。大きな行事の日程が重なっているようですが、調整とかは何にもないんですか。

○事務局 会場の関係で、日程を調整させていただいているところです。

○真鍋委員 これは毎年、杉並区と世田谷区は交代でやっているでしょう。

○事務局 そうです。去年は杉並区で開催しましたが、世田谷で開催の際は、毎回、烏山区民センター前広場を会場としております。

○高橋会長 ほかにございますか。

○田中(宏)委員 この資料No. 7の第105回せたがや園芸市の開催日時の米印ですけれども、19日金曜日、これは中日でいいんですか。18日ではないですか。

○事務局 失礼しました。18日金曜日が正午から、19日、20日は9時から16時です。

○高橋会長 では訂正して下さい。

ほかにございますか。

○田中(光)委員 納税猶予を受けている人が特定生産緑地を指定しない場合はどうなる



んですか。

○事務局 現役世代の方は納税猶予を継続されますが、相続が起きたときに、次世代の方には納税猶予が適用されません。

○高橋会長 結局、納税猶予は一代限りになります。

○真鍋委員 主語を分かりやすく説明してください。今はいいけれどもと、その前提が何かをお聞きしたい。

○高橋（良）委員 特定生産緑地に変えるのはどうなのかということでしょう。

○高橋会長 特定生産緑地に申請しなくても、現在適用している納税猶予に限り継続されます。

○田中（光）委員 5年たったら、税金は宅地並みになると聞いているんですけれども。

○事務局 都市計画税と固定資産税が宅地並みに段階的に上がります。

○高橋（良）委員 ということは、税金は宅地並みなのに、農地を続けなくてはならないという意味でしょうか。

○高橋会長 お考えいただきたいのは、納税猶予というのは相続税を払うときに猶予された税金です。それと固定資産税は別のものです。

○高橋（良）委員 もう1回分かりやすく説明願います。

○田中（光）委員 納税猶予を受けている人は特定生産緑地にのるしかないということなのか。のらないことはできるんですか。

○高橋会長 のらないことはできます。

○佐藤（治）委員 5年後に宅地並みの税金がかかり、相続税の納税猶予については、生きている間はそのままということになるのではないか。

○永井委員 簡単に言うと、納税猶予を受ける以上は畑をやらないとだめだけれども、高い税金を払って下さいよと。

○高橋会長 相続税は猶予されますけれども、やらないと固定資産税は払うようになります。それと、次の世代の人が納税猶予を受けられません。

○田中（光）委員 その辺がよく分からないんですけれども、納税猶予は一生涯畑をやるということで猶予されている訳ですよ。

○高橋会長 そうです。

○田中（光）委員 ですから、特定生産緑地にのらないとどうなるのかなと。

○高橋会長 のらないと土地の固定資産税が上がる。

○永井委員 固定資産税が上がるだけなんです。

○高橋会長 ただし、次の世代は納税猶予が受けられません。

○真鍋委員 例えば、平成4年に生産緑地になりました、平成10年に相続税納税猶予を受けました、今度の満期のときに、これは30年たっているから生産緑地を解除することはできるけれども、納税猶予は平成10年に始まっていた。そうすると、30年たったんだから、ここで生産緑地をやめますとか、生産緑地には入れませんと言っても、平成10年に適用された納税猶予は、それはそれで大丈夫で、特定生産緑地にのらなくても、さかのぼって相続税を徴収されるとか、延滞税を取られることはないという解釈なのか。今の話はそういうことではないのか。ですから、相続税納税猶予の適用は30年たっていないけれども、生産緑地になってからは30年たったと。

○事務局 相続税の納税猶予は終身なので、適用そのものは、特定生産緑地にのらなくてもそのままです。ただ、その方に相続が起きて、次世代の方が相続税納税猶予は受けられない。

○真鍋委員 その人が万が一亡くなる、亡くならないではなくて、相続税納税猶予を受けたこと自体がどうなるのかということを知りたい。それは生きるということか。特定生産緑地に入れなくても、その前に相続をやったときの相続税納税猶予は生きていて、相続税をさかのぼって支払うとか、延滞税がつくことはまずないのか。ここが分かるようで分かっていないんです。ですから、特定生産緑地に入れなくても相続税納税猶予は継続して適用されますねというのが重要です。まずそこじゃないですか。今は、特定生産緑地に入っていないければ、親から相続を受けた子供が、親が将来亡くなったときに、納税猶予の適用にはならないということを言っている訳でしょう。ですから、田中委員が聞こうと思ったのは今の整理でよろしいですか。

○田中（光）委員 そうです。

○高橋（良）委員 今の話で、納税猶予を受けたということは、一生涯農業をやらなければいけないという話になっていますよね。特定生産緑地の申請を出さなくてもいいかもしれないけれども、農地としては一生涯続けなくてはいけないという意味でしょうか。

○真鍋委員 納税猶予を受けている生産緑地で30年たったらどうなるのか。

○高橋会長 納税猶予の場合は、本人が死亡するまでは買い取り申し出はできないんですよ。

○高橋（良）委員 そうですよ。ですから、亡くなるまでは高い税金を払って農地を続

けなくてはいけないという意味だと思う。

○永井委員 確定すればできるでしょう。要するに、税金を払えば。

○高橋会長 税金を払えばできますけれども、それは相続税の税金ですから、とんでもないことになります。

○高橋（良）委員 生きている間は宅地並みで農業を続けなくてはいけない。

○真鍋委員 そうすると、これがまた例外で、例の医師の診断書とかを出してきて、主たる従事者としてこれは無理だと、この委員会で認められたら、猶予を受けていても解除することはできるんでしょう。

○高橋（良）委員 それはできそうだ。

○事務局 それは同じです。

○真鍋委員 ですから、こういう場合はこうで、こういう場合はこうだと、結構いろいろなパターンがあるではないですか。いろいろな方に相談されて、どの選択肢にするかというのはみんないろいろ思っていると思うんです。そのときに、間違いなく、今のテーマはいっぱいあると思うんです。おうちによって事情が違うから。この場合はこうなって、この場合はこうなってと、それこそQ&Aで、もう特定生産緑地に入れないと相続税納税猶予が適用されないで遡って取られるという解釈をされている方もいるかもしれない。逆に、特定生産緑地に入れなくても、宅地化農地として固定資産税を払うけれども、相続税納税猶予はずっとつながるよということもある。これはいろいろな場合があるから、それぞれにやった人の状況によって、この場合はこうなって、この場合はこうなって、この場合はこうなる。固定資産税も、宅地化農地というのは一発ですぐ来る訳ではないんでしょう。徐々に上がるということです。こういうのだってみんな分かっているのかどうかとか、多分農業委員はこの選択を求められたときに、いろいろなケースでそのお宅に合った、その人はどういう選択がベストなのか。区の方は特定生産緑地にみんな入れてほしいというのが一番だと思うけれども、そのお宅によってはいろいろな条件があるかもしれないということだと私も思います。わかっている人はわかっているんでしょうけれども。

○高橋会長 基本的に考えていただきたいのは、納税猶予というのは、本人が相続した時点で税金を払うのを猶予されている、それだけなんです。それ以外に何にもないんです。生産緑地が云々ではない、納税だけが猶予されているので、特定生産緑地にのるかのならないかは、納税猶予を受けた方の意思次第だと私は思います。

○佐藤（治）委員 ちょっと手がどうしたとか、病気になったとかというので、農業委員

会にお医者さんの証明書をつけて提出して、生産緑地の畑の耕作がちょっと難しいとなった場合は、解除はできる訳ですか。

○高橋会長 それも同じ考え方ですから、納税猶予をされて体が動かなくなったからできない、ですから勘弁して下さいとって、制限解除を求めることになります。

○佐藤（治）委員 そういうのは現にあったんですか。

○菅沼委員 ここでも出てきている。息子さんがやっているとか、お父さんから息子さんが仕事をしているとか。

○高橋会長 あります。

○永井委員 納税猶予は死ぬまで解除できないでしょう。

○高橋会長 できませんというか、解除すればいいんですけれども。

○永井委員 税金と利子を払えば全く問題はないけれども、基本的には死ぬまで農家をやっていないてはいけないんですよね。農地というか畑を。

○高橋会長 畑の肥培管理をきちんとしていかなければいけない。

○永井委員 そうでないと、納税猶予確定ということで、免除してもらった税金プラス利息を払えば全く問題はありますが。

○高橋会長 それは無理ですから。

○永井委員 特定生産緑地の話とは全く別の話なんですよ。

○高橋会長 切り離して考えていただかないと分からなくなってしまうんですよ。一緒にはならない。

○菅沼委員 各3農協に聞けばみんな……。

○池亀委員 ただ、切り離すと言っても、全部リンクしているから、それは個々で頭を切りかえないと。相続税の納税猶予というのは国税ですから。ただ、この農地が生産緑地に入っていなかったら、国税の猶予というのは受けられないんですよ。ですから、この生産緑地が関係してくる話であって、切り離すのもちょっと無理がある。全部リンクしているから。

○高橋会長 無理があると思いますけれども、とりあえず、納税は猶予されているんだということをまずきちんとしておかないと、生産緑地が特定になるかならないかということに変なふうにつながってっちゃうんですよ。

○永井委員 特定生産緑地にならなくても、納税猶予は継続していく訳ですよ。

○高橋（良）委員 それを考えていったら、納税猶予を受けている人は生産緑地としてや

らないとおかしくなっちゃうんじゃないですか。

○永井委員 おかしくはならないんです。宅地化農地でも納税猶予は通すんですから。

○高橋会長 おかしくはならないんですが、ただ、その辺を間違えてしまうとまずいです。

○永井委員 生産緑地でなくてもいいんですよ。

○高橋（良）委員 納税猶予は受けられるんですか。生産緑地が基本ではないのか。

○池亀委員 今は宅地化農地では受けられないです。

○高橋会長 納税猶予が継続できるだけ。

○池亀委員 平成4年から……。

○永井委員 そのときはだめだったけれども、今回切りかえになりますよね、30年で。そのときに、いわゆる特定生産緑地にしなくても納税猶予は継続するんですよ。

○高橋会長 それは継続します。それは一代、例えば私がやったら私だけ。

○永井委員 宅地並みになっても、畑はやらないで税金だけ何十倍も取られて、畑をやっていないといけないんですよ。

○佐藤（治）委員 そうなんです。

○高橋（良）委員 ですから、ばかみたいな話なんです。受けた方がいいような気がするんですけども、受けないことも選択肢としてはあると。

○永井委員 受けないととんでもない話になってくると思うんです。

○高橋会長 次世代は生産緑地については納税猶予を受けられませんから。

○佐藤（治）委員 そうすると、30年たった先、特定生産緑地がスタートした後も生産緑地の追加申請はできる訳だよ。

○事務局 そうです。

○高橋会長 何冊か説明文が配られたと思うんですが、それをよくお読みになるか、そういう人に渡してよく読んでもらうと一番いいんですけども。結構分かりやすく書いてあるはずですよ。

○永井委員 私も相談を受けたんですけども、診断書を出せば納税猶予は解除できると、そういう人がいたんです。生産緑地の解除とごちゃ混ぜになっているんです。

○高橋会長 それは農業委員会の許可がいるんです。それはそうではないんです。

○永井委員 違うよという話はさせてもらったんです。診断書を出して税金と利息を払わないとだめだよと。いや、そんなことないよと本人は言うんです。

○高橋会長 多分、生産緑地は解除できないと思います。

○永井委員 生産緑地は解除できるんですけども、解除したというだけで、売ることもできない、建物を建てる訳にもいかない……。

○高橋会長 生産緑地で、制限解除ができればいいんですけども、できないはず。

○永井委員 納税猶予の場合はできないですね。

○高橋会長 よろしいですか。それでは、ほかに意見がないようでしたら、本日の農業委員会総会を終了いたします。

宍戸会長職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者あいさつ)

午後 5 時14分閉会